

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市中区錦2丁目2-13

氏 名 株式会社竹中工務店 名古屋支店

執行役員支店長 市川 敦史

電話番号 052-211-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社竹中工務店 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区錦2丁目2-13
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：1,126,500万円
③従業員数	991人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>建築物解体工事：がれき類→再生処理会社に委託して再生砕石として再資源化 木くず→再生処理会社に委託して燃料チップとして再資源化 混合廃棄物→中間処分業者に委託して再資源化および埋立処分</p> <p>新築工事：汚泥→中間処分業者に委託して砕石、再生砂、改良土として再資源化</p> <p>木くず→再生処理会社に委託して燃料チップとして再資源化 廃石膏ボード→再生処理業者に委託して地盤改良材として再資源化 広域認定制度を利用して製造メーカーで再製品化</p> <p>がれき類→再生処理会社に委託して再生砕石として再資源化 混合廃棄物→中間処分業者に委託して再資源化および埋立処分</p>
-----------------	--

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>本社生産本部 安全環境部</p> <p>↓</p> <p>名古屋支店長</p> <p>↓</p> <p>安全環境部長 (産業廃棄物総括責任者)</p> <p>↓</p> <p>作業所 (産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者)</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の別表1
②計画	排出量	t t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC化およびデッキプレートを使用して、型枠材で発生する木くずを抑制する。 ・梱包材の簡素化をする。 	

	産業廃棄物の種類	別紙1の別表2	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボード、がれき類、混合廃棄物 及び水銀使用製品産業廃棄物を分別 ・金属くず及び紙くずは有価物として処分
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		

	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の別表3	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、混合廃棄物の排出を抑制して再資源化を図る。 ・可能な限り再生利用者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・委託処理施設の実地確認を定期的実施し、処理状況を確認する。 		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の別表4	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t

		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者の採用を検討する。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙 1】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(別表 1)

1 現状

【前年度（令和 4 年度）実績】

産業廃棄物の種類	排出量
汚泥	56 t
廃油	58 t
廃プラスチック類	243 t
紙くず	81 t
木くず	400 t
繊維くず	3 t
金属くず	211 t
ガラス・陶磁器くず	190 t
がれき類	4,526 t
建設混合廃棄物	527 t
合 計	6,295 t

(別表 2)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	排出量
汚泥	200 t

廃プラスチック類	600 t
紙くず	100 t
木くず	550 t
金属くず	100 t
ガラス・陶磁器くず	400 t
がれき類	7,500 t
建設混合廃棄物	550 t
合 計	10,000 t

【別紙2】

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(別表3)

①現状【前年度（令和4年度）実績】単位：t

廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定 処理業者への 処理委託量	再生利用業 者 への 処理委託量	認定熱 回収業者への 処理委託量	認定熱 回収業者以外 の 熱回収を行う 業者への 処理委託量
汚泥	56	0	56	0	0
廃油	58	0	0	0	0
廃プラスチック類	243	0	0	0	0
紙くず	81	0	0	0	0
木くず	400	0	400	0	0
繊維くず	3	0	0	0	0
金属くず	211	0	211	0	0
ガラス陶磁器くず	190	0	137	0	0
がれき類	4,526	0	3,404	0	0
建設混合廃棄物	527	0	0	0	0
合計	6,295	0	4,152	0	0
	2				

【別紙3】

(別表4)

①計画【目標】単位：t

廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定 処理業者への 処理委託量	再生利用業 者 への 処理委託量	認定熱 回収業者への 処理委託量	認定熱 回収業者以外 の 熱回収を行う 業者への 処理委託量
汚泥	200	0	200	0	0
廃プラスチック類	550	0	0	0	0
紙くず	100	0	0	0	0
木くず	550	0	550	0	0
金属くず	100	0	100	0	0
ガラス陶磁器くず	400	0	300	0	0
がれき類	7,500	0	7,000	0	0
建設混合廃棄物	550	0	0	0	0
合計	10,000	0	8,150	0	0